

令和7年度「産業団地におけるGXの実践的手法調査事業」に係る資料 提供依頼・意見募集について

令和7年5月12日

概要

令和7年度「産業団地におけるGXの実践的手法調査事業」の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

事業内容

下記、仕様書（案）のとおり

資料提供依頼・意見募集期間

令和7年5月12日（月）～令和7年5月19日（月）

資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

1. 事業実施のための人員体制
2. 事業実施に要する参考見積
3. 事業実施案に対する意見

その他

- ・本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。
- ・提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室

担当：吉田、米田、八木

電話：06-6966-6055

E-MAIL：bzl-kin-smaene@meti.go.jp

※あくまで現時点版であり、今後修正が生じる可能性もございます。

仕様書（案）

1. 件名

令和7年度「産業団地におけるGXの実践的手法調査事業」

2. 目的

「GX2040 ビジョン^{※1}」において、「GX 産業立地」という考え方が位置づけられた。GX 産業立地とは、一般的に脱炭素電力等のクリーンエネルギーの供給拠点には地域偏在性があることから、「エネルギー供給に合わせた需要の集積」という考え方である。つまり、脱炭素電源などのクリーンエネルギーが豊富な地域に企業の投資を呼び込むことを通じた、新たな産業集積の構築を目指し、GX^{※2}産業への転換が求められるこのタイミングで、効率的・効果的にスピード感を持って、「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、今後の地方創生と経済成長につなげていくことを目指す考え方である。

近畿経済産業局（以下、「当局」）では、「GX 産業立地」を推し進める1つとして、産業用地・工業団地（以下、「産業団地」）に着目している。令和5年度より、産業団地においてエネルギー連携・脱炭素化を目指す産業団地の先進事例調査や、個別の産業団地への伴走支援を行ってきたところである。その中で、産業団地でのGXを進めるうえで、検討すべきプロセスを4つのステップ^{※3}に分けて整理を行い、各ステップにおける関係者間での合意形成が課題となることを把握した。今回の調査事業では、GXに向けた取組で必要となる関係者間の合意形成や脱炭素電源の選択、事業計画の立案・実践などのポイントについて具体的事例を精緻に分析し、産業団地におけるGXの実践的手法の確立を目指す。

産業団地でのGXの取組事例は、豊岡中核工業団地（兵庫県豊岡市）での太陽光発電を活用したマイクログリッド構築による電力安定化、清原工業団地（栃木県宇都宮市）でのガスコージェネレーション導入による団地内企業間の効率的な熱利用などがあげられるものの、全国的に認知されている事例は少ない。この原因としては、GXに資するインフラ整備や設備導入の前段階での、当該産業団地のステークホルダー間の合意形成の難しさにあり、加えて、合意形成プロセスは事業主体・検討フェーズ・外部環境の違いに応じて様々なパターンがある上、契約条件等の機微なやりとりでブラックボックス化されるため、産業団地間でのノウハウの相互参照も起こりづらいことが考えられる。

このため、既にGXの取組を実践している先進的な産業団地や、現在GXの取組を進めている産業団地へのヒアリングの実施及び結果分析を通じて、産業団地でGXに取り組む検討方法の形式知化を行う。さらに、近畿管内でモデルとなる産業団地を選定し、GXに向けた取組創出のための実証を行うことにより、産業団地におけるGXの実践的手法の確立を行う。

なお、当該調査実施にあたり、既に入居企業があり関係者は揃っているものの立地環境や改修工事が必要となるなどGXに向けたソリューション導入に制約のある既存の産業団地と、ソリューション導入の自由度は高いが入居企業が決まっておらず需要家のニーズが分からないためどのソリューションを導入すればよいか決めづらい新規の産業団地では、関係者間の合意形成やソリューション選択の手法が異なる。そのため、既存と新規の2パターンに分けて、産業団地の事例収集及び分析を行うこととする。

また、近年、AIの普及により設置需要が見込まれ、さらに非常に多くの電力需要が見込まれるデータセンター（以下、「DC」）及びDXの更なる進展に欠かせない半導体関連産業についても、2050年カーボンニュートラル実現に向けて脱炭素電源の導入が不可欠であるため、脱炭素電源を活用したDC及び半導体関連産業の立地促進のための動向分析を行う。

上記を踏まえ、当該調査事業では GX 産業立地の推進を目指し、既存及び新規の産業団地の GX 検討から実施に至るまでのプロセスを、ヒアリング事例を基に 4 つのステップに分けてステークホルダーごとに抱える課題やそれを突破する手法について詳細に分析し、個別産業団地で実践することにより産業団地における GX の実践的手法を提示するとともに、併せて GX 産業立地において脱炭素エネルギーの大規模な需要家として期待される DC・半導体関連産業などの DX・GX 成長産業の関西での立地動向を調査する。

※1：GX2040 ビジョン（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）

<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004.html>

※2：GX とはグリーントランスフォーメーションの略。カーボンニュートラルにいち早く移行するために必要な経済社会システム全体の変革

※3：「令和 5 年度工業団地等に立地する中堅・中小企業の面的 GX 実現可能性調査事業」において、産業団地 GX に向けた検討すべきプロセスを以下の 4 つのステップで整理した。

https://www.kansai.meti.go.jp/5-1shiene/cn_kougyou/houkokusyokoukaiban.pdf#page=38

ステップ 1：関係者間で共通意識醸成・関係性を構築する。

ステップ 2：勉強会を通じた独自の GX 方針を検討・立案する。

ステップ 3：産業団地 GX の具体的な実施計画を策定する。

ステップ 4：計画に基づきソリューションを導入し、産業団地の GX 化を進める。

3. 事業内容及び実施方法

本事業では、産業団地 GX の事例を幅広く収集し、立地企業による複数社連携の GX に係る合意形成プロセスの成功／失敗パターンを分析し、GX に向けた取組段階（4 つのステップ）に応じた各ステークホルダーが担うべき役割を明確にすることで、GX 産業団地の取組を推進、横展開できるのではないかと仮説のもと、以下の（1）～（6）の内容を実施する。

（1）既存産業団地の GX 検討プロセスの事例分析

（ア）既存産業団地における GX 先進事例及び GX 実施過程（※）の事例リストの作成【当局作成】

- ・近畿地域 2 府 5 県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）における既存産業団地のうち、産業団地に立地する企業がエネルギー連携を行うことでエネルギー合理化及び脱炭素化を図っている事例について、当局がリストを作成し、受注者に提供する。さらに、近畿地域以外の全国の先進事例についても同様にリストを作成し、受注者に提供する。

（※）GX 実施過程とは、現在 GX に向けた動き出した事例及び計画策定などを行ったものの事業実施に現時点で至っていない事例とする。

（イ）事例ヒアリング【主に当局実施】

- ・（1）（ア）のリストを基に、産業団地 GX の関係者（※）を洗い出し、当該事例の事業実施に至るまでのきっかけ、関係者の関わり方・合意形成の方法、GX ソリューションの選択、事業推進の制約となっている規制などを検討プロセスにおける 4 つのステップ毎に把握するために、当局がヒアリングを実施する。
- ・また、立地企業には、再エネ需要（オンサイト、非化石証書等）や事業継続計画（BCP）、安価なエネルギーなど様々な需要があると思われるが、そうしたエネルギー需要についても把握を行う。
- ・なお、事例ヒアリングについては、機微情報が多く含まれるため当局が行い、ヒアリングの実施結果を当局から受注者に提供する。ただし、ヒアリング先が承諾した場合、当局が準備を行った上で受注者はオンラインでヒアリングに参加する。また、受注者は、ヒアリング調査で収集すべき情報を整理するなど、ヒ

アリングのサポートを行う。

- (※) 産業団地 GX の関係者とは、自治体、団地管理運営者、エネルギー会社、立地企業などが想定され、事例及び検討ステップ毎に関係者が異なることが想定される。

(ウ)事例のとりまとめと整理

- ・(1) (イ) にて当局がヒアリングを行った先進事例及び GX 実施過程の事例に対して、受注者が、事例ごとに検討プロセスの 4 つのステップにおける関係者の役割や次のステップに進展した要因またはしなかった要因、必要な支援策及び資金調達手法等の整理を行う。
- ・整理事例数は、10 件程度 を想定している。
- ・事例整理の項目例としては、以下を想定している。
 - ステップ 1：取組のきっかけ、関係者の巻き込み
 - ステップ 2：外部機関の活用、エネルギー需要調査の実施、ソリューションの検討
 - ステップ 3：とりまとめ役及び実施主体の選定、産業団地内立地企業のエネルギー需要への対応、ソリューションの決定、エネルギー情報の管理
 - ステップ 4：契約締結、ソリューションの導入、導入効果の検証
- ・なお、当局が実施する (1) (イ) のヒアリング結果について、事例整理及び (1) (エ) の分析に必要な情報として不足がある場合は、受注者と協議の上、当局が追加的にヒアリングを行う。ただし、ヒアリング先が承諾した場合、当局が準備を行った上で受注者はオンラインでヒアリングに参加する。

(エ)事例とりまとめ結果の分析

- ・(1) (ウ) の事例とりまとめ結果より、産業団地 GX に向けた産業団地の合意形成について、検討プロセスの 4 つのステップごとに、ステークホルダー毎の役割や、検討ステップ進展の成否要因を事例ごとに分析する。分析にあたっては、「2. 目的」の※3で説明した 4 つのステップを紹介した図表に書き込むという方法などが考えられる。
- ・整理した情報を基に、事業主体（自治体／エネルギー会社、団地立地企業等、産業団地 GX の取組を主導する者）別及びエネルギーソリューション別に分析する。さらに、それぞれで傾向がある場合にはパターン化してとりまとめを行う。
- ・また、ステップ 1 の「取組のきっかけ」の内容別に、産業団地が抱える悩み・問題意識、それを解決できるエネルギーソリューションを整理する。エネルギーソリューションの提供や産業団地 GX の企画・コーディネートが可能な企業を関西企業中心に洗い出しリスト化する。なお、受注者は、必要に応じてエネルギーソリューションの情報収集のためのヒアリングをオンラインにて実施する。

(2) 新規産業団地の GX の動向分析

(ア)新規の産業団地において GX を検討している造成案件リストの作成【当局作成】

- ・近畿地域 2 府 5 県において、新規造成を検討している産業団地のうち、産業団地に立地する企業がエネルギー連携を行うことでエネルギー合理化及び脱炭素化を検討している造成事例について、当局がリストを作成し、受注者に提供する。さらに、近畿地域以外の全国の先進事例についても同様にリストを作成し、受注者に提供する。

(イ)事例ヒアリング【主に当局実施】

- ・(2) (ア) のリストを基に、産業団地 GX の関係者 (※) を洗い出し、当該事例の事業実施に至るまでのきっかけ、関係者の関わり方・合意形成の方法、GX ソリューションの選択、事業推進の制約となってい

る規制などを検討プロセスにおける 4 つのステップ毎に把握するために、当局がヒアリングを実施する。

- ・なお、事例ヒアリングについては、機微情報が多く含まれるため当局が行い、ヒアリングの実施結果を当局から受注者に提供する。ただし、ヒアリング先が承諾した場合、当局が準備を行った上で、受注者はオンラインでヒアリングに参加する。また、受注者は、ヒアリングで収集すべき情報を整理するなど、ヒアリングのサポートを行う。

(※) 産業団地 GX の関係者とは、自治体、ディベロッパー、エネルギー会社などが想定される。

(ウ)事例のとりまとめと整理

- ・(2) (イ) にて当局がヒアリングを行った新規の産業団地の GX 検討事例に対して、受注者が、事例ごとに検討プロセスの 4 つのステップにおける関係者の役割や次のステップに進展した要因またはしなかった要因について、エネルギーバランスや事業性の観点から必要な支援策及び資金調達手法等の整理を行う。
- ・整理事例数は、3~4 件程度を想定している。
- ・事例整理の項目例としては、(1) (ウ) と同様の項目を想定している。
- ・なお、当局が実施する (1) (イ) のヒアリング結果について、事例整理及び (1) (エ) の分析に必要な情報として不足がある場合は、受注者と協議の上、当局が追加的にヒアリングを行う。ただし、ヒアリング先が承諾した場合、当局が準備を行った上で受注者はオンラインでヒアリングに参加する。

(エ)事例とりまとめ結果の分析

- ・(2) (ウ) の事例とりまとめ結果より、産業団地 GX に向けた産業団地の合意形成について、検討プロセスの 4 つのステップごとに、ステークホルダー毎の役割や、検討ステップ進展の成否要因を事例ごとに分析する。分析にあたっては、「2. 目的」の※3 で説明した 4 つのステップを紹介した図表に書き込むという方法などが考えられる。
- ・整理した情報を基に、事業主体（自治体、官民連携の事業体など）別及びエネルギーソリューション別に分析する。
- ・また、ステップ1の「取組のきっかけ」の内容別に、産業団地が抱える悩み・問題意識、それを解決できるエネルギーソリューションを整理する。エネルギーソリューションの提供や産業団地 GX の企画・コーディネートが可能な企業を関西企業中心に洗い出しリスト化する。なお、受注者は、必要に応じてエネルギーソリューションの情報収集のためのヒアリングをオンラインにて実施する。

(3) 近畿地域における DC・半導体工場立地要因、立地動向の把握

(ア)文献調査

- ・公表データや各種文献より、全国と近畿地域 2 府 5 県の DC 及び半導体工場の立地動向を把握・整理し、全国比で近畿地域の投資状況を把握する。

(イ)事例ヒアリング

- ・近畿地域の立地企業に対して、近畿地域への立地要因や脱炭素エネルギー需要、脱炭素エネルギーの供給方法のニーズ（オンサイトの再エネ、非化石証書等）についてのヒアリングを実施し、DC 及び半導体工場の立地に必要な立地環境や電源確保の方法、必要な支援策等の収集・整理を行う。
- ・受注者は、DC 関連について 5 者、半導体関連について 5 者に対してヒアリングを実施する。ヒアリング先については、事業者のほか、立地自治体なども対象とする。
- ・ヒアリングの実施方法は原則オンラインとする。

(ウ)立地要因・立地動向のとりまとめ

- ・(ア) 及び (イ) で収集した情報をもとに、DC 及び半導体工場の立地要因・立地動向を整理する。

(4) 個別産業団地に対する GX 検討のステップに応じた実践支援の実証

(ア)支援先検討

- ・(1) 及び (2) で整理したリスト及びヒアリング結果を基に、産業団地の GX 推進に向けた伴走支援を行う産業団地をリストアップし、支援先を選定する。
- ・支援先は、当局と協議の上決定することとし、近畿地域の産業団地より 3～4 件程度とする。但し、支援の受入可能先など状況によって変更する。

(イ)検討ステップ別支援内容の検討と実践

- ・機運醸成、GX 方針の検討、計画策定、計画実施、広報・PR など支援先のステップに応じて、本調査での分析を参考に、現状の検討ステップの深化または次のステップへの進展を目的とした伴走支援を実施する。
- ・伴走支援の内容は、支援先の意向を踏まえ、主に当局が企画立案を行うこととするが、受注者は実施方法などについて当局に助言を行う。
- ・具体的な支援方法として、例えば、関係者で意識醸成を図るための「勉強会開催」や、全国の先行事例を知るための「セミナー開催」、産業団地 GX に役立つエネルギーソリューションを知るための「提案会開催」、エネルギーソリューションを導入するための「専門家派遣」などが考えられる。
- ・伴走支援の実施回数については、支援先の意向を踏まえ、産業団地 1 件あたり 1～2 回程度の支援を行うこととする。また、支援にあたり、必要に応じて勉強会やセミナーの講師、伴走支援専門家（1 回の支援あたり 2 名程度を想定）を招聘する。
- ・伴走支援の実施の際には、受注者の現地対応人数は 1～2 名程度を想定しており、当局職員と連携して運営・進行を行うこととする。

(ウ)実践結果の分析

- ・伴走支援先に対して、個別支援後に当該個別支援の目的が達成できたかのヒアリングにて事後調査を行う。
- ・(1) (エ) 及び (2) (エ) の分析結果のとりまとめも含め、実践支援の手法及び成果についての結果分析を行う。

(5) 有識者会議の設置及び運営

調査 (1) ～ (4) の調査分析に対する助言を得ることを目的に、有識者会議を設置する。

<有識者会議の開催概要>

- ・開催内容：
第 1 回有識者会議については、調査 (1) ～ (3) までのヒアリング及び分析結果について意見聴取を行う。
さらに、調査 (4) の支援先の検討についても意見聴取を行う。
第 2 回有識者会議については、調査 (4) の伴走支援結果及び最終報告書のとりまとめ方針について意見聴取を行う。
- ・開催時間：1 回あたり 2 時間程度
- ・開催頻度：2 回程度（11 月、2 月を想定。ただし、事業の進捗状況によって変更。）
- ・開催形式：原則オンライン開催（Teams を使用することを想定）
- ・有識者数：5 名程度（経済団体、公的機関、民間企業（GX に取り組む産業団地の立地企業、エネルギーソリューション提供企業、(4) (イ) で招聘する専門家等から選定。）

<留意点>

- ・有識者会議のメンバーについては、上記の属性を参考に、分析内容に応じて当局と協議の上決定すること。
なお、大学教授級・民間企業部長級を想定している。
- ・会議開催前において、日程調整、資料作成、会議当日のオンライントラブルに備えた準備など、会議運営に必要な準備作業を行う。
- ・会議当日は、当日の進行、会議運営を行う。
- ・会議開催後、議事録の作成及び有識者への発言内容確認を行う。さらに、有識者に対する委員謝金を速やかに支出する。

(6) 成果報告会の開催

産業団地でのGXを検討している自治体、産業団地運営事業者等を対象に、当該調査結果を周知するための報告会を開催する。

<事業概要>

- ・開催時期：令和8年1月～2月の期間に1回開催
- ・開催方法：ハイブリッド開催を想定
(会場は大阪市内の50名程度収容可能な場所。交通の便等に配慮し、当局と協議し決定する。)
- ・参加費：無料
- ・定員：会場50名程度、オンライン無制限
- ・内容：詳細については当局と協議し決定する。(講師4名程度)
- ・実施事務：

【当局が実施】

登壇者の選定・依頼、当日の受付

【受注者が実施】

会場との契約事務、登壇者（大学教授級・民間企業部長級を想定）への謝金・旅費の支払、参加者募集、参加申込受付、当日の会場設営、当日の司会進行、オンライン配信の手配、配付資料の印刷、参加者へのアンケート、その他必要な事項

<留意点>

- ・参加者募集に際しては、政府ドメイン（go.jp）を使用したホームページを作成すること。

(7) 実施報告書の作成

上記（１）～（６）における調査内容及び実施結果をとりまとめた報告書を作成する。その際、報告書の構成及び記載内容については、当局と協議した上で決定する。

4. 履行期限

委託契約締結日～令和8年2月27日（金）

5. その他

- （１）事業の遂行において疑義が生じた場合には、当局担当者と協議の上行うこと。
- （２）成果報告会開催時は、謝金等の便益提供による参加者募集を禁止として、関係者席と一般者席を区別すること等により利益相反を考慮した集客方法とすること。